

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎

札幌証券取引所活性化のための「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成17年12月8日から施行します。御通知いたします。

本所では、平成12年に成長性の高い企業を対象としたアンビシャスを開設し、成長企業に対する資金調達手段の提供と投資者に対する魅力的な投資物件の提供に努めてまいりました。こうした中で、会員証券会社及びアンビシャス上場を目指す企業の支援を行っている団体からアンビシャスの株券上場審査基準等の見直しについて要望がなされております。

そこで、今回の改正は、成長企業の上場を促進し、投資者への更なる投資機会の提供を図り、もって経済の活性化に資するため、将来において高い成長の可能性を有していると認められる企業に対して、幅広く門戸を開くため、アンビシャスの株券上場審査基準等について所要の改正を行うこととします。

また、本所では、市場参加者の多様なニーズに応え、より一層使い勝手の良い市場を提供するため、通常のオークション取引とは別に、立会外取引を行っています。現在、立会外取引の午前立会前の取引時間は午前8時30分から午前8時50分まで、午後立会後の取引時間は午後3時30分から午後4時までとじていますが、一層の利便性を高めるため、終了時間を午前立会前の取引時間は午前9時まで、午後立会後の取引時間は午後5時まで延長することとするほか、立会外取引制度に事前公表型の自己株式取得に関する売買制度を整備するなど所要の改正を行うこととするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

敬 具

1. アンビシャス上場制度の見直し

(1) 企業の成長性に係る要件の見直し

売上高に係る対象要件を見直し、幹事会員が提出する「高い成長の可能性」を有している旨及びその理由を記載した書面において、本所が適当と認める企業を対象とする。

(2) 株主資本の額、上場時価総額

上場時株主資本が1億円以上かつ時価総額3億円以上  
又は上場時株主資本正かつ上場時価総額5億円以上とする。

(3) 利益の額

直前事業年度の営業利益が負であっても、上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面を幹事会員が提出した場合において、本所が適当と認めた場合には営業利益が正であることを問わないこととする。この場合、新規上場申請者は「上場申請のための有価証券報告書1の部」のリスク情報に営業損失となっている理由、今後の見通しなど、本所が適当と認める事項を記載するものとする。

(4) 上場申請のための半期報告書の提出不要について

アンビシャスへの新規上場申請者については、最近1年間に終了する事業年度の中間会計期間に係る「上場申請のための半期報告書」の提出を要しないこととする。

2. 立会外取引の申込時間の延長

立会外取引の申込時間を午前8時30分から9時まで、午前11時から午後0時30分まで及び午後3時30分から午後5時までとする。(半休日は、午前8時30分から9時まで及び午前11時から正午までとする。)

3. 事前公表型の自己株式取得に関する規定整備

立会外取引制度において、事前公表型の自己株式取得に関する売買制度(以下、立会外自己株式取得取引という。)を整備することとし、正会員が上場会社から自己株式取得のための買付の受託をした場合には以下の要領で売買を執行することができるものとする。

(1) 届出及び公表

正会員は、立会外自己株式取得取引を行う時は、あらかじめ本所に届出するものとし、本所が当該届出を受理した場合には、買付要領を公表する。

(2) 買付執行日及び決済

立会外自己株式取得取引は、本所が届出を受理した日の翌日に売買を成立させるものとし、買付執行日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、買付執行日が配当落ち又は権利落ちの日並びに(株)証券保管振替機構が実質株主の通知を行うため本所が必要と認める日に当たるときは、買付執行日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(3) 買付値段

立会外自己株式取得取引の値段は、届出を受理した日の最終値段(最終気配値段を含み、当該日に最終値段及び最終気配値段がない場合には本所がその都度定める値段)とする。

(4) 売付申込時間

立会外自己株式取得取引の買付に対する売付の申込時間は、売買執行日の午前8時30分から

8時50分までとする。

(5) 売買契約の締結

立会外自己株式取得取引の売買契約は、買付の申込に対して、売付の申込を上記(3)に掲げる値段により対当させることにより売買を成立させる。ただし、売付申込数量が買付総数量を超えているときは、立会外取引特例施行規則第6条に定める方法により対当させるものとする。

(6) 制約

会員は、本所が買付要領を発表する以前に、当該買付けについて売付けの勧誘を行ってはならない。

(7) 信用取引

信用取引及び貸借取引は行うことができない。

4. 転換社債型新株予約権付社債の上場制度の見直し

(1) 上場審査基準

消化件数等

求めないこととします。

社債額面の多様化

200万円、300万円、400万円又は500万円額面の本券を認めることとします。

転換価額の修正条件等

上場申請銘柄の転換価額の修正条件等に関して、修正の頻度、修正の際に用いる株価の算定期間及び修正の際に用いる株価の時価に対する水準等を勘案し、上場銘柄としてふさわしくないものと本所が認める銘柄については、上場対象としないこととします。

(2) 上場廃止基準

売買高

最近1年間の月平均売買高が額面50万円未満の場合に上場廃止とする基準を撤廃します。

(3) 売買制度

幹事証券会社である会員は、本所の市場における転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努める旨の規定を設けます。

以 上

札幌証券取引所活性化のための「有価証券上場規程」等の一部改正について

(ページ)

1.	業務規程の一部改正新旧対照表	1
2.	信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表	2
3.	有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	3
4.	株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	4
5.	新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	5
6.	立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	7
7.	業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	10
8.	監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	11
9.	有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	14
10.	新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い一部改正新旧対照表	15
11.	立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則	18

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買単位)</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債型新株予約権付社債券は、本所が定めるところにより、<u>額面500万円、額面400万円、額面300万円、額面200万円、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。</u></p> <p><u>(転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保)</u></p> <p><u>第57条の3 転換社債型新株予約権付社債券について、幹事証券会社(幹事である証券会社をいう。)である会員は、本所の市場における当該転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努めるものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(売買単位)</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債型新株予約権付社債券は、本所が定めるところにより、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。</p> <p>(新設)</p>

信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外分売及び立会外自己株式取得取引に係る信用取引の禁止)</p> <p>第4条 会員は、立会外分売及び立会外自己株式取得取引の売買に係る信用取引を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(立会外分売に係る信用取引の禁止)</p> <p>第4条 会員は、立会外分売の売買に係る信用取引を行ってはならない。</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) アンビシャスへの新規上場申請者である場合は、次の書類</p> <p>a 新規上場申請者(その企業グループを含む)が<u>高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその理由について新規上場申請者の幹事会員が記載した書面</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>b (略)</p> <p>(8)の2・(9) (略)</p> <p>3～12 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) アンビシャスへの新規上場申請者である場合は、次の書類</p> <p>a 新規上場申請者(その企業グループを含む。)が<u>次の(a)又は(b)に該当する旨及びその理由について新規上場申請者の幹事会員が記載した書面</u></p> <p><u>(a) 成長又は拡大が期待される分野に属する事業を主たる事業とすることにより、高い成長性を有する者であること。</u></p> <p><u>(b) 新たな技術(経営上のノウハウを含む。)又は既に企業化されている技術を利用して、商品の生産又は販売過程若しくは役務の提供方法を改善し、これにより売上高が著しく増加していることにより、成長性を有すると認められる者であること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(8)の2・(9) (略)</p> <p>3～12 (略)</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(アンビシャスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、<u>有価証券上場規程第3条第2項第8号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主資本(純資産)の額及び上場時価総額 株主資本(純資産)の額及び上場時価総額が、次のa又はbのいずれかに適合していること。 a 上場日における株主資本(純資産)の額が<u>1億円</u>以上であり、かつ、上場時価総額が3億円以上となる見込みのあること。 b (略)</p> <p>(3) 利益の額 上場申請日の直前事業年度の営業利益の額が正であること。<u>ただし、直前事業年度の営業利益が負であっても、上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面を幹事会員が提出した場合において、本所が適当と認めた場合には営業利益が正であることを問わないこととする。この場合、新規上場申請者は「上場申請のための有価証券報告書Iの部」のリスク情報に営業損失となっている理由、今後の見通しなど、本所が適当と認める事項を記載するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(アンビシャスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主資本(純資産)の額及び上場時価総額 株主資本(純資産)の額が、次のa又はbのいずれかに適合していること。 a 上場日における株主資本(純資産)の額が<u>2億円</u>以上であり、かつ、上場時価総額が3億円以上となる見込みのあること。 b (略)</p> <p>(3) 利益の額 上場申請日の直前事業年度の営業利益の額が正であること。</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 新株予約権の行使の条件が適当でないこと認められるものでないこと。</u></p> <p>c～e (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 前項第2号<b><u>b</u></b>及びdに適合するものであること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止さ</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(a) 消化件数</u></p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;"><u>1,000件</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(b) 消化額</u></p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;"><u>発行額面総額の5.0%</u></p> <p>c～e (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 前項第2号dに適合するものであること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止さ</p>

れるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第1項第2号 b から d までに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ・ (2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

れるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第1項第2号 c 及び d に掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ・ (2) (略)

(3) 最近1年間の月平均売買高が額面金額50万円未満である場合。ただし、本所及び国内の他の証券取引所に上場されている銘柄については別に定めるところによる。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規定  
並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引の種類及び定義)</p> <p>第3条 立会外取引の種類は、終値取引、<u>価格交渉取引及び立会外自己株式取得取引</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 立会外自己株式取得取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例の定めるところにしたがって行う上場株券の発行者の自己株式取得のための取引をいう。</u></p>	<p>(立会外取引の種類及び定義)</p> <p>第3条 立会外取引の種類は、終値取引<u>及び</u>価格交渉取引とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(立会外取引の決済日)</p> <p>第4条 立会外取引は、正会員があらかじめ指示するところにより、次の各号のいずれかの日に決済<u>(第6条の3第2項に規定する決済を除く。)</u>を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(立会外取引の決済日)</p> <p>第4条 立会外取引は、正会員があらかじめ指示するところにより、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(立会外取引の方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 立会外取引による売付け及び買付けの申込時間<u>(第5条の2第1項の申込を除く。)</u>は、午前8時30分から<u>9時</u>まで、午前11時から午後0時30分まで及び午後3時30分から<u>5時</u>まで(半日においては、午前8時30分から<u>9時</u>まで及び午前11時から正午まで)とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(立会外取引の方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 立会外取引による売付け及び買付けの申込時間は、午前8時30分から<u>8時50分</u>まで、午前11時から午後0時30分まで及び午後3時30分から<u>4時</u>まで(半日においては、午前8時30分から<u>8時50分</u>まで及び午前11時から正午まで)とする。</p> <p>3～6 (略)</p>
<p><u>(立会外自己株式取得取引の売付申込時間)</u></p> <p>第5条の2 <u>立会外自己株式取得取引による買付の申込に対する売付の申込みは、買付執行日の午前8時30分から8時50分までの間において、本所が定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>2 本所は、必要があると認めるときは、前項の売付申込時間を臨時に変更することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

(立会外自己株式取得取引)

第6条の3 正会員は本所が定める顧客の買付注文（商法第210条若しくは第211条の3の規定による自己株式の取得のための注文に限る。）を立会外自己株式取得取引により執行することができる。

2 前項の立会外自己株式取得取引については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届出のものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以下「買付執行日」という。）において、第5条の2、第7条の3及び第7条の4に規定するところにより、売買を成立させ、売買執行日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買執行日が規程第9条第1号及び第4号に掲げる日にあたるときは5日目の日に決済を行うものとする。

3 本所は、第1項の立会外自己株式取得取引の届出を受理したときは、立会外自己株式取得取引の値段その他の必要事項（以下「買付要領」という。）を公表する。

4 正会員は、第2項の規定により届出を行った後においては、当該届出を取り消すことができない。ただし、第5条の2の売付申込時間終了時までにおいて、本所が当該立会外自己株式取得取引を行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(立会外自己株式取得取引による売買契約の締結)

第7条の3 立会外自己株式取得取引は、立会外自己株式取得取引による買付の申込に対して、売付の申込を本所が定める値段において対当させることにより、売買を成立させる。ただし、当該売付の申込数量が、買付総数量を超えているときは、本所が定める方法により対当させるものとする。

(新設)

(新設)

<p>(立会外自己株式取得取引に関する制約)</p>	
<p><u>第7条の4</u> 正会員は、本所が買付要領を公表する以前に、当該立会外自己株式取得取引について売付の勧誘を行ってはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(委託の際の指示事項)</p>	
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3</u> 顧客は立会外取引のうち立会外自己株式取得取引の委託をするときは、その都度、第1項第1号、第3号、第5号及び第8号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p>
<p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)</p> <p>第13条 規程第15条第4号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、<u>額面500万円券のものは額面500万円、額面400万円券のものは額面400万円、額面300万円券のものは額面300万円、額面200万円券のものは額面200万円、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)</p> <p>第13条 規程第15条第4号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第3号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場新株予約権付社債券に係る社債について社債権者集会が招集されることとなった場合</p> <p>(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第4号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)</p> <p>(e) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第5号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>(f) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第6号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第4号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場新株予約権付社債券に係る社債について社債権者集会が招集されることとなった場合</p> <p>(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第5号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)</p> <p>(e) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第6号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>(f) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項<u>第7号</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合</p>

(g) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号、第6号若しくは第7号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

（監理ポスト、整理ポストへの割当期間）

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（a）から（f）までに定めるところによる。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第5号aの（c）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第8号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第3号、第5号（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第6号、第7号若しくは第8号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

（監理ポスト、整理ポストへの割当期間）

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（a）から（f）までに定めるところによる。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第5号aの（c）の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第5号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第5号aの(g)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 3.

(3)のa、b、d、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第5号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第5号aの(g)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第8号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 3.

(4)のa、b、d、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

有価証券上場規程に関する取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第8号に規定する書面には、成長に係る評価の対象とした事業の内容を記載するものとする。</u></p> <p>(5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、<u>a、d、e</u>からgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～o (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第8号aの(b)に規定する「売上高が著しく増加している」とは、最近2年間（株式会社として設立された後、3か年を経過していない場合には、最近1年間。以下この号において同じ。）に終了する各事業年度の売上高の増減率の合計が20%に達することを旨とし、かつ、最近1年間に終了する事業年度の売上高の増減率が正であることをいうものとする。</u></p> <p><u>この場合において、決算期の変更を行っているため、最近2年間の売上高の増減率が単純な加算のみによって算定できない場合には、売上高を月割按分することにより最近2年間の売上高の増減率を算定するものとする。</u></p> <p>(5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、<u>d、e</u>からgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～o (略)</p> <p>(6) (略)</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p><u>（1） 第3条第1項第2号bに規定する「新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるもの」には、次のaからcまでのいずれかに掲げる転換価額の修正に関する事項が定められているものを含むものとする。</u></p> <p><u>a 修正前の転換価額の適用開始日から修正後の転換価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと。</u></p> <p><u>b 一の転換価額の修正に係る株価参照日（転換価額の修正に用いられる株価を参照する日をいう。次のcにおいて同じ。）の合計日数が5日に満たないこと。</u></p> <p><u>c 修正後の転換価額を、株価参照日における株価の終値の平均値を下回る値段とすること（修正後の転換価額を、修正前の転換価額を上回る値段とする場合を除く。）。</u></p> <p>（2） 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（8）（株券の様式）によるものとする。</p> <p>a 転換社債型新株予約権付社債券 額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種</p> <p>b （略）</p> <p>（3） （略）</p>	<p>2. 上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p><u>（1） 発行方法が株主割当又は株主優先募入の場合は、原則として、第3条第1項第2号bに適合するものとする。</u></p> <p>（2） 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（8）（株券の様式）によるものとする。</p> <p>a 転換社債型新株予約権付社債券 額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種</p> <p>b （略）</p> <p>（3） （略）</p>

3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）

- (1)・(2) (略)  
(削る)

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

- a (略)  
b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第6号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）

- (1)・(2) (略)

(3) 第4条第2項第3号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。

a 第3号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d 「本所及び国内の他の証券取引所に上場されている銘柄の売買高」については、本所及び当該証券取引所における最近1年間の月平均売買高の合計が額面金額50万円未満である場合とする。

(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

- a (略)  
b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第7号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日）とし、同項第3号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日とする。ただし、本所

c・d (略)

e 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

g 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

h 第4条第2項第7号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c・d (略)

e 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

h 第4条第2項第8号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程  
並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(立会外自己株式取得取引の値段)</u>  <u>第5条の4 立会外取引特例第7条の3に規定する本所が定める値段は、立会外取引特例第6条の3の届出を受理した日の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この条において同じ。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が規程第24条第1項に定める配当落等の期日の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとする。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める最終値段若しくは基準値段で立会外自己株式取得取引を行うことが適当でない場合又は届出を受理した日に最終値段がない場合には、本所がその都度定める値段により行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(本所が定める顧客の買付注文)</u>  <u>第6条の2 立会外取引特例第6条の3第1項に規定する本所が定める顧客の買付注文とは、上場株券の発行者が、あらかじめ買付の方法、買付の価格及び買付ける数量その他投資者の参考となるべき事項を公表して行う自己株式取得のために行う買付注文をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(立会外自己株式取得取引の届出)</u>  <u>第6条の3 立会外取引特例第6条の3第2項の規定による届出は、本所が定める様式により、売買立会終了後、直ちに行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(立会外自己株式取得取引の売付申込)</u>  <u>第6条の4 立会外取引特例第5条の2に規定する立会外自己株式取得取引に対する売付の申込</u></p>	<p>(新設)</p>

は、当該売付を委託した同一顧客の注文ごとに次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 売付の申込方法

立会外自己株式取得取引に対する売付の申込は、本所所定の様式により、本所が適当と認める方法により本所に通知することにより行うものとする。

(2) 売付申込みの訂正及び取消

自己株式取得のための買付に対する売付の申込み後においては訂正及び取消を行うことができないものとする。

(3) 売付申込数量の単位

売付申込数量の単位は、それぞれ当該銘柄の売買立会による売買単位に準ずるものとする。

(立会外自己株式取得取引における対当方法)

第6条の5 立会外取引特例第7条の3に規定する本所が定める方法は、第6条の規定を準用する。この場合において同一会員の売付申込数量が自己株式取得のための買付の総数量を超えているときは、当該売付申込数量は、自己株式取得のための買付の総数量と同数量とする。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(新設)